

品川区を「児童相談所設置市」に指定する政令が閣議決定

9区目の特別区児童相談所が開設

3月5日(火)、品川区を「児童相談所設置市」に指定する児童福祉法施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました。

この政令改正を受けて、品川区は、令和6年10月に児童相談所を開設する予定です。

(特別区長会事務局)

文京区が「児童相談所設置市」の政令指定を要請

3月26日(火)、文京区が子ども家庭庁に対し、児童福祉法に基づく、「児童相談所設置市」として政令指定することを要請しました。

本年中には、文京区を令和7年4月に「児童相談所設置市」として指定する政令が公布される予定です。

※特別区は、平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、平成29年4月から、児童相談所を設置できるようになりました。

※特別区における児童相談所の設置状況

令和2年4月開設 世田谷区・江戸川区

7月開設 荒川区

令和3年4月開設 港区

令和4年4月開設 中野区

7月開設 板橋区

令和5年2月開設 豊島区

10月開設 葛飾区

(特別区長会事務局)

児童相談所を設置する特別区による共同処理組織「措置費共同経理課」が発足

4月1日(月)に、児童相談所を設置する特別区による共同処理組織「措置費共同経理課」が発足しました。

令和2年4月から区立児童相談所が開設し、区内では児童養護施設や乳児院などの社会的養護に係る施設等を、児童相談所を設置する都と区が利用しています。

児童相談所を設置する特別区は、スケールメリットを活かした事務の効率化を図るため、地方自治法に規定のある「機関等の共同設置」の手法を活用して内部組織(課)を共同設置し、これまで各区で行っていた各施設への措置費支払事務等を一元化することにしました。

機関等の共同設置による共同処理組織に必要となる幹事区は、児童相談所の開設順に3年ごとに輪番で担うこととし、江戸川区が最初の幹事区となります。

措置費共同経理課は、東京区政会館内に執務場所を設け、児童相談所を設置している8区により業務を開始します。

令和6年度以降に児童相談所を設置する特別区も、順次措置費共同経理課に加わるようになります。

(特別区長会事務局)

特別区の紹介動画を配信しています

公益財団法人特別区協議会では、特別区について多くの人に興味と関心を持っていただくために、当協議会のYouTubeチャンネルで特別区の紹介動画を配信しています。動画では、特別区の現在・制度・歴史の3つのテーマについてアニメーションでご紹介しています。

東京23区「特別区」の紹介

〈テーマ1〉 特別区の現在

特別区の位置、人口と面積、人口密度等の現在の特別区のすがたを紹介

〈テーマ2〉 特別区の制度

特別区は市町村と同じ基礎的な自治体であることや、特別区と東京都の特別な役割分担について紹介

〈テーマ3〉 特別区の歴史

東京にはじめて区が生まれてから現在の23区のすがたになるまでの歴史等を紹介



動画はこちらから



(公益財団法人特別区協議会事業部)